



報道関係者 各位

平成 27 年 10 月 30 日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 賃金室

賃金室長 吉葉 昌宏

賃金指導官 成瀬 弘夫

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

## 平成 27 年度栃木県特定最低賃金の改正答申される

— 栃木地方最低賃金審議会答申 —

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 那須野 公人 作新学院大学 教授)は、本年 8 月 21 日(金)、栃木労働局(局長 堀江 雅和)から「栃木県特定最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、6 の産業の特定最低賃金専門部会を設置して、9 月 18 日(金)から調査審議を重ね、10 月 30 日(金)の栃木地方最低賃金審議会において結論を取りまとめ、同審議会会長より栃木労働局長に対し答申を行った。
- 2 答申のあった栃木県特定最低賃金は、次のとおり。

【発効予定日 平成 27 年 12 月 31 日】

最低賃金の件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額	引上げ率
栃木県塗料製造業最低賃金	875 円	888 円	13 円	1.49%
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	821 円	835 円	14 円	1.71%
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	822 円	836 円	14 円	1.70%
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	825 円	840 円	15 円	1.82%
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	821 円	835 円	14 円	1.71%
栃木県各種商品小売業最低賃金	786 円	800 円	14 円	1.78%

※ 栃木県における最低賃金の推移は、別紙のとおりです。

- 3 この答申に基づき、所定の手続きを経た後、改正される栃木県特定最低賃金は、平成 27 年 12 月 31 日から発効される予定です。